

送信日時：2006年07月05日(水)17時23分44秒

[公開草案]

「金融商品に関する会計基準（案）」

- 法人名：中央大学
 - 部署：
 - 役職：
 - 名前：梅原秀継
 - 電話番号：
 - メールアドレス：
-

■コメント：

コメントを添付いたします。ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 金銭債務の表示について

「負債についても収入額に基づいて計上することが適当と考えられること、また、当該差額は一般に支払金利の調整という性格を有しているため、実質的な債務額の調整である評価勘定として社債金額から控除（又は社債金額に加算）して表示し、正味債務額をもって貸借対照表価額とすることが適当と考えられる。会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができる…」(par.88)

社債発行差金を「支払金利の調整」ではなく「発行会社の信用力」とする説も有力である（たとえば、新井清光『新版財務会計論 第7版』pp.126-127）。社債発行差金を支払金利の調整とみなした理由を明確にすべきである。

社債発行差金を支払金利の調整とみなした場合、従来の制度の前提であった「前払費用（利息）説」（連続意見書第五,第一,三,口）を採用しない理由は何か。利息の調整を前提としつつ負債の評価勘定にするということは、未払費用（利息）説を採用したと考えるよいか。

仮に未払費用説をとった場合、通常の借入と同様に元本と利息を分けて処理すれば、発行時と決算時の仕訳は以下のようになる。額面 1,000，発行価額 940，償還期限 3 年とする。

(借) 現金	940	(貸) 社債	940
(借) 社債利息	20	(貸) 未払利息	20

決算貸借対照表には元本部分である社債 940 と利息部分である未払費用 20 が別個に表示される。一方で評価勘定説に従うと以下の仕訳になる。

(借) 現金	940	(貸) 社債	1,000
社債発行差金	60		
(借) 社債発行差金償却	20	(貸) 社債発行差金	20

決算貸借対照表では、社債 1,000 と社債発行差金 40 として負債の正味額 960 が示される。しかし、これは元本部分である 940 と利息部分である未払費用 20 を一体化して表示したものにほかならない。元本と利息を分ける現行の負債処理との整合性からすれば、社債発行差金を評価勘定として設定するのではなく、当初から利息として独立に処理すべきではないのか。また収入額による負債計上を適当とするのであれば、そもそも評価

勘定を設ける必要もないと考えられる。

2. 国際的動向の説明について

「また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、純資産の部に直接計上する方法や包括利益を通じて純資産の部に計上する方法が採用されている。」(par.76)

国際的には、「純資産の部」という表示区分はみられず、むしろ従前の「資本の部」ないし「株主持分 (stockholders' equity)」に評価差額が計上される。国際的な動向に言及する箇所で「純資産の部」という用語を使用すべきではない。

3. その他有価証券の評価差額について

「その他有価証券のうち時価評価を行ったものの評価差額は、前述の考え方にに基づき、当期の損益として処理されないこととなる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした。」(par.78)

評価差額を純資産の部に（直接）計上した場合、純利益のみならず株主資本にも影響しない。一方、評価損を損益計算書に計上した場合、純利益を経由して利益剰余金（株主資本）を構成する。このように、複数の処理を認めると中心となる会計数値が企業側の選択により異なることになる。会計処理の首尾一貫性や信頼性を重視する観点からすれば、評価差額を純資産の部に計上する方法に統一すべきである。また、従前の「金融商品に係る会計基準」が公表されて 7 年が経過しており、過渡的な選択処理を認める必然性もない。一步譲って、保守主義を重視するとしても、やはり選択処理を認めるべきではなく、評価損が生じた場合には損益計算書に計上する方法だけを認めるべきである。